

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 社会福祉法人の会計監査範囲の論点を提示 ～社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会 レポート～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われそうですが、表題についてご報告致します。

---

厚生労働省は4月26日、「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」の初会合を開催し、「社会福祉法人の会計監査」を議論しました。社会福祉法人は2017年4月1日施行の社会福祉法改正で、一定事業規模を超える場合に会計監査人の設置が義務付けられました。検討会は7月まで、会計監査人の設置対象法人の範囲や控除対象財産等を審議して、福祉部会に報告されます。

今回、厚労省は「会計監査の実施範囲（証明範囲）」に関し、作成すべき計算書類の体系を説明し、「法人全体」（法人単位貸借対照表・収支計算書・事業活動計算書）を、「事業区分」（社会福祉・公益・収益の各事業別の貸借対照内訳表等）に分類し計算書類を作成するとしています。さらに内訳を「拠点区分」（根拠法・地域等別の拠点区分貸借対照表等）と分類。拠点区分ごとに「サービス区分」の内訳の附属明細書を作成すると述べました。

また、会計監査人が責任を持ち意見表明する「監査証明範囲」に関し、厚労省は株式会社などと同様に「法人全体のみ」とした場合、社会福祉法人会計基準で作成される計算書類の一部が監査証明範囲に含まれないと指摘。また、法人全体の附属明細書のみ（借入金明細書等）が監査証明の対象となり、監査工数が限定的となると述べました。

他方、監査証明範囲を「拠点区分」までとした場合、社会福祉法人会計基準で作成される計算書類と監査証明範囲が一致すると説明。法人全体の附属明細書のみではなく、拠点区分ごとの附属明細書も監査証明の対象となるため、監査工数が多くなるとしています。さらに、事業区分別、拠点別、サービス区分別の計算書類が対象になるため、他の法人制度と比較して、監査証明範囲が広く、監査を受ける社会福祉法人の負担も大きくなると述べています。

これらを踏まえて、厚労省は検討する論点を、「計算書類および附属明細書について、どこまで監査証明の対象とするか」と示しています。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。

あわせてご覧ください

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000123012.html>

また、全国経営協の「経営協情報No13」でも情報発信されていますので、会員の方はあわせてご確認ください。